

## 株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に掲げる事項)

2026 年 4 月 17 日

日本パレットプール株式会社

2026年4月17日

大阪市北区芝田二丁目8番11号  
日本パレットプール株式会社  
代表取締役社長 浜島 和利

### 株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事後開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である日本パレットレンタル株式会社（以下「日本パレットレンタル」といいます。）から、2026年3月26日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（日本パレットレンタル及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本パレットレンタルに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受け、同日付で、当社取締役会において本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました結果、本日をもって、日本パレットレンタルは、本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が本売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）  
2026年4月17日
2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）  
取得日までに、会社法第179条の7第1項の規定による請求はなされておられません。  
なお、会社法第179条の7第2項の規定による請求に係る手続の経過については、該当事項はありません。
3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の8第3号）  
取得日までに、会社法第179条の8の規定に基づき、その所有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識していません。
4. 本株式売渡請求により特別支配株主が取得した本売渡株式の数（会社法施行規則第33

条の8第4号)

当社株式 147,865株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数(会社法施行規則第33条の8第5号)

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額(会社法施行規則第33条の8第6号)

該当事項はありません。

7. 本株式売渡請求に係る本売渡株式の取得に関する重要な事項(会社法施行規則第33条の8第7号)

本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)の支払は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について日本パレットレンタルが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施いたします。

なお、かかる支払に関する当社又は日本パレットレンタルからの本売渡株主に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以上